

第2節 小学校教諭の普通免許状

I 大学における養成による免許状の取得（免許法別表第1関係）

大学において単位を修得し免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と小学校教諭の認定課程における単位修得が必要である。

1 基礎資格及び最低修得単位数一覧表（免許法別表第1）

免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得すること 必要とする最低単位数				
			教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教育の基 礎的理解 に関する 科目	道徳、総合 的な学習 の時間等 の指導法 及び生徒 指導、教育 相談等に 関する科 目	教育実践 に関する 科目	大学が独 自に設定 する科目
小学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。 (※1)	30	10	10	7	26
	一種免許状	学士の学位を有すること。	30	10	10	7	2
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	16	6	6	7	2

(※1) 大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。

[注] 1 免許状を取得するためには、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作各2単位を修得していることを要する。（施行規則第66条の6）

2 特別支援学校又は社会福祉施設等で7日間の介護等の体験が必要であること。ただし、介護等に関する専門的知識を有する者又は身体上の障害により介護等体験を行うことが困難な者については、必要ないこと。（特例法第2条）

平成10年3月31日までに大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに免許法別表第1に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものは、介護等の体験が必要ないこと。（特例法附則第2項）

3 小学校教諭の一種免許状又は二種免許状を有する者が、この表の規定により専修免許状又は一種免許状を取得しようとする場合は、一種免許状又は二種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。（施行規則第10条の2第1項）

4 小学校教諭の専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位数から二種免許状授与に必要な当該各科目の単位数を除いた残りの単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができる。（施行規則第2条表備考15号）

2 単位の修得方法

(1) 教科及び教科の指導法に関する科目（施行規則第3条第1項の表）

科 目	最低修得単位数	
	専修・一種 免許状	二種免許状
教科に関する専門的事項 (※1)	30	16
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） (※2)		

(※1) 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（以下、「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得すること。（施行規則第3条第1項の表備考第1号）

(※2) ア 教科及び教科の指導法に関する科目（各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）に係る部分に限る。以下、「各教科の指導法に関する科目」という。）は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第2号）

イ 専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては、6以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち2以上を含む。）についてそれぞれ1単位以上を修得すること。（施行規則第3条第1項の表備考第3号）

ウ 生活の教科の指導法に関する科目の単位にあっては2単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあっては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもって充てることができる。（施行規則第3条第1項の表備考第6号）

(2) 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実践に関する科目（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（施行規則第3条第1項の表）

科 目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数	
		専修・一種免許状	二種免許状
教育の基礎的理解に関する科目 (※1)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (※2)	道徳の理論及び指導法	10	6
	総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法		
	教育の方法及び技術		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
	生徒指導の理論及び方法		
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
教育実践に関する科目 (※3)	教育実習	5	5
	教職実践演習	2	2

[注] 1 教育の基礎的理解に関する科目にあつては8単位（二種免許状の場合は6単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては2単位まで、教育実習にあつては3単位まで、教職実践演習にあつては2単位まで、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位を充てることができる。（施行規則第2条第1項の表備考第11号）

2 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第2号）

3 教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）に係る部分に限る。）並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に係る部分に限る。）の単位のうち、2単位（二種免許状を受ける場合にあっては1単位）までは、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位を充てることができる。（施行規則第2条第1項の表備考第12号）

(※1) ア 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）は、1単位以上修得すること。（施行規則第2条第1項の表備考第3号）

イ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）の内容を含むことを要しない。（施行規則第2条第1項の表備考第4号）

(※2) ア 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合は1単位以上修得するものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第4号）

イ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、1単位以上修得するものとする。（施行規則第3条第1項の表備考第4号の2）

(※3) ア 教育実習は、小学校（特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とする。（施行規則第3条第1項の表備考第5号）

イ 教育実習の単位には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含むこと。（施行規則第2条第1項の表備考第7号）

ウ 教育実習の単位には、2単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができる。

この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもって充てることができない。（施行規則第2条第1項の表備考第8号）

エ 教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。）及び幼保連携型認定こども園において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として1年以上良好な成績で勤務した者については、経験年数

1年について1単位の割合で、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもって、これに替えることができる。（施行規則第2条第1項の表備考第9号）

オ 平成25年3月31日までに、総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しない。（平成22年4月1日以後に大学等に入学した者は除く。）（19年改正法施行規則〔平成20年文部科学省令第34号〕附則第3条）

(3) 大学が独自に設定する科目（施行規則第3条第1項の表）

最低修得単位数		
専修免許状	一種免許状	二種免許状
26	2	2

[注] 1 専修免許状に必要とされる26単位のうち24単位については、大学院、大学の専攻科等で修得すること。（免許法別表第1備考第7号）

2 (1)に掲げる「教科及び教科の指導法に関する科目」又は(2)に掲げる「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目について修得すること。（施行規則第2条第1項の表備考第14号）

II 教育職員検定による上位の免許状の取得（免許法別表第3関係）

免許状取得後、更に上位の免許状を取得するためには、現有免許状に相当する学校の教員として所定の期間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。なお、修得単位数は在職年数に応じて、次のとおり通減する。

1 小学校教諭二種免許状

(1) 在職年数による最低修得単位数通減表（免許法別表第3備考第7号）

小学校助教諭臨時免許状を取得した後、小学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 6	7	8	9	10	11	12	13以上
小学校助教諭臨時免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 45	40	35	30	25	20	15	10

- [注] 1 在職年数には、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程の教員としての在職年数のほか、少年院、在外教育施設（文部科学大臣が認定したもの）及び外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構理事長が認定したもの）の教育に従事した在職年数を通算することができる。（施行規則第67条）
- 2 最低在職年数6年を超える在職年数については、校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事又は社会教育主事の在職年数を通算することができる。（施行規則第68条）
- 3 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数に含まない。（施行規則第70条）
- 4 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週20時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。
（例）週10時間担当する非常勤講師の場合 $1年 \times 週10時間 / 20時間 = 0.5年$
- 5 単位は、大学（二種免許状を取得する場合は短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第3備考第6号）
- 6 単位の修得時期は、臨時免許状を取得した後であること。

(2) 最低修得単位数配分表

(施行規則第11条、第14条、県教委規則第5条別表第1)

総単位数		45	40	35	30	25	20	15	10	
教科に関する専門的事項に関する科目	単位数	4	4	3	3	2	2	1	1	
	最低修得単位の配分	国語等の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1科目以上(Ⅰ・Ⅱ・(1)参照)								
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単位数	29	26	23	20	17	14	11	8	
	最低修得単位の配分	各教科の指導法に関する科目	12	11	10	9	8	6	5	4
		教育の基礎的理解に関する科目	6	5	4	4	3	3	2	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	5	4	4	3	3	2	1
大学が独自に設定する科目	単位数	2	2	2	2	1	1	1	1	

- [注] 1 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等に関する各科目は、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目に含めることが必要な事項を1以上含むこと。(Ⅰ・Ⅱ・(1)及び(2)参照)
- 2 「大学が独自に設定する科目」については、Ⅰ・Ⅱ・(3) [注] 2の修得方法によること。
- 3 総単位数に不足する単位数については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。
- 4 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、それぞれの科目の最低修得単位数を満たしてさらに不足する単位数については、各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の中から任意に修得すること。

2 小学校教諭一種免許状

(1) 短期大学卒業者等が小学校教諭一種免許状を取得する場合

ア 在職年数による最低修得単位数逓減表（免許法別表第3備考第7号）

小学校教諭二種免許状を取得した後、小学校の教員として良好な成績で勤務した 在職年数	年 5	6	7	8	9	10	11	12以上
小学校教諭二種免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低 単位数	単位 45	40	35	30	25	20	15	10

[注] 1 II・1・(1) 小学校教諭二種免許状を取得する場合の [注] 1～5に同じ。

2 単位の修得時期は、二種免許状を取得した後であること。

3 教育職員に任命（雇用）された日から起算して12年を経過した者は、一種免許状を取得するのに必要な単位数を修得することができる大学の課程等の指定を受けることができる。（免許法別表第3備考第8号）

4 上記 [注] 3の指定を受けた者で、3年以内（在職年数15年以内）に一種免許状を取得しない者については、最低単位数逓減措置が適用されず、45単位数修得することとなる。（免許法別表第3備考第10号）

ただし、心身の故障による休職、引き続き90日以上病気休暇、産前産後休暇並びに育児休業の期間、指導主事又は社会教育主事の職に従事した期間並びに海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設並びに外国の教育施設又はこれに準ずるものにおいて教育に従事した期間については、在職年数に通算しない。（施行規則第70条の2）

イ 最低修得単位数配分表

（施行規則第11条、第14条、県教委規則第5条別表第1）

総 単 位 数		45	40	35	30	25	20	15	10	
教科に関する専門的事項に関する科目	単 位 数	4	4	3	3	2	2	1	1	
	最低修得単位の配分	国語等の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1科目以上（I・2・(1)参照）								
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単 位 数	21	19	17	15	13	11	9	7	
	最低修得単位の配分	各教科の指導法に関する科目	11	10	9	7	5	4	3	2
		教育の基礎的理解に関する科目	5	4	3	3	3	2	2	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	5	4	3	3	3	2	2	1
大学が独自に設定する科目	単 位 数	5	5	4	4	3	3	2	2	

[注] II・1・(2) 小学校教諭二種免許状を取得する場合（最低修得単位数配分表）の [注] 1～4に同じ。

(2) 大学に3年以上在学した者等が小学校教諭一種免許状を取得する場合

大学に3年以上在学し、93単位以上修得したもの又は大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、93単位以上修得したものは、次の表により小学校教諭一種免許状を取得できる。

ア 在職年数による最低修得単位数逡減表(施行規則第11条の表備考第3号、第12条)

小学校教諭二種免許状を取得した後、小学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	年	3	4	5	6以上
小学校教諭二種免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位	25	20	15	10

[注] II・2・(1)・ア短期大学卒業等者が小学校教諭一種免許状を取得する場合の [注] 1～4に同じ。

イ 最低修得単位数配分表

(施行規則第11条、第14条、県教委規則第5条別表第1)

総単位数		25	20	15	10	
教科に関する専門的事項に関する科目	単位数	2	2	1	1	
	最低修得単位の配分	国語等の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1科目以上 (I・2・(1)参照)				
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	単位数	13	11	9	7	
	最低修得単位の配分	各教科の指導法に関する科目	5	4	3	2
		教育の基礎的理解に関する科目	3	2	2	1
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	3	2	2	1
大学が独自に設定する科目	単位数	5	4	3	2	

[注] II・1・(2)小学校教諭二種免許状を取得する場合(最低修得単位数配分表)の [注] 1～4に同じ。

3 小学校教諭専修免許状

在職年数による最低修得単位数（免許法別表第3）

小学校教諭一種免許状を取得した後、小学校の教員として良好な成績で勤務した最低在職年数	年 3
小学校教諭一種免許状を取得した後、大学院等において修得することを要する最低単位数	単位 15

[注] 修得する単位については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得することとし、大学が独自に設定する科目を修得すること。（免許法別表第3備考第4号、施行規則第11条第1項の表）

Ⅲ 教育職員検定による隣接校種の免許状の取得（免許法別表第 8 関係）

小学校教諭二種免許状を取得するためには、幼稚園教諭普通免許状又は中学校教諭普通免許状取得後、当該学校の教員又は小学校の教員として 3 年間良好な成績で勤務し、かつ、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

なお、当該教員として 3 年間良好な成績での勤務に加えて、平成 28 年 4 月 1 日以降、小学校の教員として勤務した在職年数がある場合には、修得単位数が逡減される。

[注] 1 幼稚園の教員の在職年数は、**第 1 節・Ⅱ・1・(1)**幼稚園教諭種二種免許状を取得する場合（在職年数による最低修得単位数逡減表）の [注] 1 に同じ。

小学校の教員の在職年数は、**第 2 節・Ⅱ・1・(1)**小学校教諭種二種免許状を取得する場合（在職年数による最低修得単位数逡減表）の [注] 1 に同じ。

中学校の教員の在職年数は、**第 3 節・Ⅱ・1・(1)**中学校教諭種二種免許状を取得する場合（在職年数による最低修得単位数逡減表）の [注] 1 に同じ。

[注] 2 小学校の助教諭として勤務した期間は在職年数に含まない。

1 在職年数による最低修得単位数逡減表 （免許法別表第 8、施行規則第 18 条の 2 備考第 4 号）

有することを必要とする免許状	幼稚園教諭 普通免許状			中学校教諭 普通免許状		
	年					
有することを必要とする免許状を取得した後、小学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数	0	1	2	0	1	2
有することを必要とする免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 13	10	7	12	9	6

[注] 在職年数には、学校教育法施行規則第 79 条の 9 第 1 項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学部を含む。

2 最低修得単位数配分表

(施行規則第18条の2、第18条の4、第18条の5、県教委規則第5条別表第6)

有することを必要とする免許状		幼稚園教諭 普通免許状			中学校教諭 普通免許状				
総単位数		13	10	7	12	9	6		
教科に関する 専門的事項に 関する科目	単位数								
	最低修得単位の配分								
各教科の指導 法に関する科 目又は教諭の 教育の基礎的 理解に関する 科目等	単位数		13	10	7	12	9	6	
	最低修得 単位の 配分	各教科の指導法に関する科目	10 (※1)	7 (※2)	5 (※3)	10 (※1)	7 (※2)	5 (※3)	
		道徳、総合 的な学習の 時間等の指 導法及び生 徒指導、教 育相談等に 関する科目	道徳の理論及び 指導法	1	1	1			
			生徒指導の理論 及び方法						
			教育相談（カウ ンセリングに 関する基礎的 な知識を含む。）の理 論及び方法	2 (※4)	2 (※4)	1 (※4)	2 (※4)	2 (※4)	1 (※4)
	進路指導及びキ ャリア教育の理 論及び方法								
大学が独自 に設定する科目	単位数								

[注] 1 単位は、大学（短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第3備考第6号）

2 非常勤講師の期間の在職年数の算定は、週20時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。

（例）週10時間担当する非常勤講師の場合 $1\text{年} \times \text{週}10\text{時間} / 20\text{時間} = 0.5\text{年}$

[各教科の指導法に関する科目の修得方法]

(※1) 国語等のうち5以上の教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）についてそれぞれ2単位以上を修得すること。（施行規則第18条の2の表備考第2号）

(※2) 国語等のうち5以上の教科の指導法（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）及びこれらのうち2以上についてそれぞれ2単位以上又は、4以上の教科の指導法に関する科目及びこれらのうち3以上について2単位以上を修得すること。（県教委規則第5条別表第6備考第1号）

(※3) 国語等のうち4以上の教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあってはその免許教科に相当する教科を除く。）及びこれらのうち1以上について2単位以上又は、3以上の教科の指導法に関する科目及びこれらのうち2以上について2単位以上又は5以上の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を修得すること。（県教委規則第5条別表第6備考第1号）

- (※4) 「生徒指導の理論及び方法」、「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」並びに「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」の3つの事項すべて含む必要があること。（県教委規則第5条別表第6備考第2号）

「各教科の指導法に関する科目」※1、※2、※3の履修方法イメージ

	10単位のケース (※1)					7単位のケース (※2)					5単位のケース (※3)				
	教科 A	教科 B	教科 C	教科 D	教科 E	教科 A	教科 B	教科 C	教科 D	教科 E	教科 A	教科 B	教科 C	教科 D	教科 E
パターン①	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1
パターン②	/					2	2	2	1	—	2	1	1	1	—
パターン③						2	2	1	—	—					
授与できない パターン						3	2	2	—	—	3	2	—	—	—